

ガリア・フランク修道制に関する一考察

—・ポワチェの Ste-Croix 修道院を中心として・—

徳 田 直 宏

はじめに

ポワチェの女子修道院 Ste-Croix はソワッソン分国王、第2次フランク統一国家の樹立者 Chlothar (在位511-+561) の妃で、チュウリンゲン王家出身の Radegunde (?-+587) の手により、おそらく540年代の後半に設立された。サント・クロワ設立時期のフランク修道院の状況はガリア東北部に教勢を伸張していたトゥールの Martinus (315-+397) 創設の修道院・Marmoutier のアキタニア修道制がマルティヌス崇拜の隆盛期であるにもかかわらず、その活動の実体が把握できなくなっているのに比べて、Honoratus (?-+429) 創設の修道院・Lérins がナルボンヌ地域を中心とするローヌ河流域に修道院運動を展開しており、このローヌ修道制が590年、Columbanus (?543-+615) によるアイルランド修道制導入の時期まで、ガリア・フランク修道院界に指導的な地位を占めていた。¹⁾

マルムティエ及びレランがともにメロヴィンガー修道院史の第1期、すなわち古ガリア修道制に属しながら、後者が2世紀に亘って、その影響力を持続しえたのは規則 „regula” の存在であり、この規則こそレランに組織原理を与え、アキタニア及びローヌ両修道制の構造的差異を決定づけた。²⁾

ポワチェはアキタニアの西北部にありながら、ローマ文化の影響下にあった地域、いわゆる „eine intakte Insel der Romania” であり、ラデグンデがローヌ修道制の有力な推進者、アルル司教 Caesarius の女子修道院規則を導入したことがその証左であった。ラデグンデのローヌ修道制導入の根拠とは、かの女がアキタニア及びトゥレーヌの修道士に欠けたもの、すなわちアルル及びマルセリュに東方から導入し、ローマ文化の影響下で制度化した修道制の指導像 „Leitbilder” をそこに求めたからにはほかならない。³⁾

ラデグンデがゲルマン信仰の聖マルティヌス崇拜者でありながら、上述のガロ・ロマン

的信仰の所産をサント・クロワに導入したこと、メロヴィンガー王権が同修道院設立にかかわりをもったこと、そしてビザンツからの聖十字架奉遷に伴う東方世界との繋がりがあったことなど、F. Prinzの言葉を借りれば、サント・クロワは当代のすべての活力„alle lebendige Kräfte der Zeit”を集束するレンズのようなものであった。⁴⁾

サント・クロワに関する史料はラデグンデで修道女のBaudonivia及び王妃と親交をもった同修道院の司祭 Venantius Fortunatus 両者の Vita s. Radegundis, さらにトゥールの Gregorius の Historia Francorum II 39-42, III 15-16 などであり、これらの同時代史料のほかのメロヴィンガー史料はサント・クロワについて沈黙している。カロリング期に入っては878年の Ludwig der Stammlier及び884年の Karlmann らの国王文書のなかにサント・クロワの名のみがとどめられているにすぎない。⁵⁾

本稿がサント・クロワをとりあげた根拠はアイルランド及びベネディクト両修道制導入直前のフランクの古ガリア修道制のありかたを、単に修道院に関する制度的史料からばかりでなく、サント・クロワの実態を描写する同時代史料の検討を通じて明らかにすることにある。とくにグレゴリウスが活写するサント・クロワの暴動は修道院に対する王権及び司教権のありかたを探る最適の史料と言えるであろう。

注

- 1) 596年、教皇グレゴリウス1世から派遣されたアウグスティヌスのアングロ＝サクソン伝道団はブリタンニアに向う途上、わざわざトウロン沖の島のレラン修道院を訪れている。F. H. Dudden, *Gregory the Great*, London 1905, II, p. 109.
- 2) 米田利浩「レラン修道院運動—5世紀、聖界に顕われたるガリア＝セナトール貴族の動向をめぐって」史林55巻5号, 1972年2月, 47頁
- 3) F. Prinz, *Frühes Mönchtum im Frankenreich*, München 1965, S. 115.
- 4) *ibid.*, S. 156.
- 5) L. Ueding, *Geschichte der Klostergründungen der frühen Merowingerzeit*, Historischen Studien, Berlin 1935, S. 221. Venantius Fortunatus の Vita s. Radegundis, *MG. Act. Antiquiss.*, IV, 2, 1885, p. 38-49. Baudonivia のそれは, Migne, PL., 72, p. 663-680.

1. サント・クロワの性格

ラデグンデによる女子修道院設立の直接の契機はクロタールによる王妃の実弟の殺害であり、かの女はノワイヨン司教 Medardus のもとに赴き、かれの仲介により国王の認可をえて、ポワチェ近郊の Saix で 544年隠遁生活に入った。この地は王妃に贈られたかつての王領地であり、それは修道院・Monasteriumではなく、隠者—velata, ないしはre-

clusa の庵であった。¹⁾

サント・クロワの名称の由来は、ラデグンデがポワチェを領有したアウストラシア分国王 Sigibert I (在位561—575) を通じて、かつてコンスタンティヌス大帝の妃 Helena がイエルサレムに探し求めた十字架の断片をコンスタチノポリスから同修道院に奉遷したことに始まる。²⁾ このサント・クロワによる聖遺物 „reliqua sacra” の保持は、フランク教会における聖人崇拜 „Heiligenkult” の流行が聖遺物の保護を墳墓教会・basilica と並んで修道院にも求め、修道院の本来の冥想的性格とこの聖遺物崇拜の慣習とを結びつけて、司牧活動の場となっていた当時のフランク修道制のありかたと一致する。³⁾

アルルのカエサリウスの女子修道院規則の導入はサント・クロワの性格を決定づけた。ラデグンデが「必要に迫マラレテ」— *necessitate commota* —アルルに赴き、上述の規則を受けたとのグレゴリウスの陳述は、同規則送付についてのラデグンデの要請とそれに⁴⁾ 応える旨を伝えた570年付けのカエサリウスの妹、アルル女子修道院長 Caesaria からサント・クロワ修道院長 Richildis及びラデグンデ宛書簡と矛盾する。⁵⁾ さらに別の矛盾として、570年以前にサント・クロワがすでに同規則の導入を完了していたことを示す2つの文書が存在する。すなわちラデグンデからフランク諸司教宛書簡と、567年11月付けトゥール教会会議からラデグンデ宛書簡であり、前記書簡は外部からの同規則の不可侵を要請し、後記書簡はサント・クロワにあってその規則の有効性を間接的ではあるが認めており、このことから567年末すでにサント・クロワの同規則の保有が知られる。これらの矛盾をどのようにして克服して、事実⁶⁾ に迫まるか極めて困難と言わねばならない。ここで史料陳述の矛盾をそのまま残し、敢えて次のような1つの推論を試みてみよう。Buchner の言うようにフランク諸司教宛ラデグンデ書簡の返書の1通が567年11月トゥール教会会議からラデグンデ宛書簡であったとするならば、サント・クロワが創設されて約20年後、ラデグンデのフランク諸司教宛書簡にあふれる修道院をめぐる危機感から、より具体的に言えば、グレゴリウスが言う— *necessitate commota* —すなわちポワチェ司教権力との対立関係から、修道院の組織強化のために同規則の導入をはかったと言えるであろう。それゆえに同修道院の発展過程は544年頃の „religiosa” であったラゲンデの villa が遅くとも567年以前、東方からの聖遺物奉遷の時期にカエサリウスの女子修道院規則をもとにアキタニア修道制からローヌ修道制へと転換し、修道院長 Agness のもとで本格的修道院として成立する。

カエサリウスの修道院理念によれば、修道生活とはキリスト教的完全性の追求であり、その完全性には従順、財産放棄を含む禁欲、静的な労働及び祈りと神の御言葉の吟味など

を通じて到達する。その場となる修道院と修道女個人との関係は協同体の掟に対する全き服従が救済を保証すると言う、換言すれば、修道女＝個よりも修道院＝全体が優先するベネディクト的なありかたとは異なって、カエサリウスは個の魂に目を向け、個と神との神秘的なかかわりを強調して、修道院における個が全体に埋没することをふせいでいる。⁷⁾

ところでサント・クロワの修道院組織はカエリウスの43項からなる女子修道院規則と21項からなる要約・recapitulatio 以外に明らかにする手がかりは存在しない。⁸⁾

同規則を構成する資料は500年、カエサリウスの手による男子修道院規則・regula monachorum (女子修道院規則 C. 1, 2, 4, 6, 8, 9, 10, 15, 17 の項がこれに当る)、かれの妹カエサリアが教育を受けたマルセイユのCassianusのinstitutio (同上 C. 3, 4, 7, 14, 16a)、Augustinusの第211書簡、ad sanctimoniales (同上 C. 16, 18—23, 27, 29—32, 40)などのほかに、レランから断食・祈祷規定 „Fasten u. Kultusordnung” をとり入れている。なかでもアウグスティヌスのそれが用語及び内容のうえで同規則に最も大きな影響を与えているところから、このカエサリウスの修道制はアウグスティヌスの修道院理念を具現化したものであった。⁹⁾

修道院の人的構成は同規則によれば、seniores と juniores とに分かれ、前者に属する者はmater (修道院長)、praeposita (副修道院長)、primiceria (事務長)及びprimaria (指導主任)らであり(C. 32)、formaria (副事務係、C. 37, C. 39)、lanipendia (羊毛係、C. 25, C. 28)、posticaria (門衛、C. 23, C. 28, C. 30)、regisortia (帳簿記録及び鍵保管係、C. 26)、canavaria (日用品管理係、C. 28)及びcellaria (食糧係、C. 28)などがjunioresのグループに属していたのであろう。junioresにはsenioersに対する絶対服従が要求されているが(C. 32)、この規則は両グループが円滑に共同生活¹⁰⁾が営めることを目的としたものであった。

修道女が「神ニ次イデ従ウ者」(C. 16)と規定した¹¹⁾修道院長の選出は出自、肉親の情及び財産が顧慮されることなく、すべての修道女によって選出される(Recap. C. 12)。修道院長は管理能力とは別にカリスマ的資質が求められ、その職務は修道女すべての救済に配慮することであり、そのためには修道院内のすべてのことに通曉し(C. 16, C. 22)、罰令権(C. 31)及び物心両面における監督権を有するほか、外部との通信及び外来者に対する応接(C. 25)、病人の看護を自らの義務としている。そして修道院長のみに私有財産の所有が認められたのは、それは修道女のうちに物的欠乏が生じた場合、その欠乏を満たすためであった(Recap. C. 10)。修道院規則に関して修道院長に課せられた使命は外部からの圧力を排して修道院規則に何ら変更を加えることなく、これを遵守するところに

あった (C. 43, Recap. C. 14)。尚、副修道院長については、規則及びその要約では、常に修道院長と併記して規定しており、両規則をみるかぎりでは、Arnold の言うように、その職務が修道院長の決定方針に従い、細部に亙って実務の指導を担当するところにあったかどうか確かではない。¹²⁾

このほかサント・クロワがアルルからとり入れた諸制度を示すならば、例へばアルルの女子修道院が郊外に墳墓教会を所有しているように、ポワチェにも男子修道士の congregatio が管理する墳墓教会が併設され、しかもこの両墳墓教会はともに聖マリアに捧げられている。このようなサント・クロワのありかたについて、F. プリンツはアルル及びポワチェ両修道院を、7世紀アイルランド修道制の影響下で発達する Doppelkloster (男子・女子両修道院併設制)¹³⁾ ではないにしても、広義な意味でのそれとしてとらえている。

注

- 1) Ueding, op. cit., S. 205 f.
- 2) Gregorius Turonensis, Francorum, *IX*, 40, R. Buchner, *Ausgewählte Quellen zur Deutschen Geschichte des Mittelalters*, *II*, Darmstadt 1967, *IX*, 40, S. 303. 「トゥールのグレゴリウス歴史十卷(フランク史)」, 兼岩正夫, 臺幸夫訳註 東海大学出版会 昭和52年, *II*, 383頁.
- 3) 拙稿「コルムバヌス修道院運動—メロヴィンガー・フランクの政治史的・教会史的転換期に関する一考察—」名古屋大学文学部研究論集L *II*, 1971, 3.
- 4) Greg., HF., *IX*, 40, Buchner *II*, S. 305. 兼岩, 臺訳 *II*, 385頁.
- 5) *ibid.*, *IX*, 42, Buchner *II*, S. 310—316. 兼岩, 臺訳 *II*, 393—401頁.
- 6) Buchner, *II*, S. 298, Nr. 1.
- 7) C. F. Arnold, *Caesarius von Arelate und die gallische Kirche seiner Zeit*, Leipzig 1894, S. 408—410.
- 8) S. Caesarii Regula ad Virgines. J. P. Migne, PL., 67, coll. 1105—1121.
- 9) Arnold, op. cit., S. 408 ff. u. S. 506f. H. v. Schubert, *Geschichte der christlichen Kirche im Frühmittelalter*, Hildesheim 1962, S. 61.
- 10) Regula s. Caesarii ad Virgines の前文, Migne, PL., 67col. 1107.
- 11) Reg. C. 16のほか Greg., HF., *IX*, 42, Buchner *II*, S. 312. 兼岩, 臺訳 *II*, 393頁.
- 12) Arnold, op. cit., S. 412f.
- 13) Prinz, op. cit., S. 158.

2. サント・クロワ暴動事件

サント・クロワをめぐる王権及び司教権のありかたの検討に移る前に、まずこの実態が顕現している暴動事件の経過をここで瞥見しておこう。

サント・クロワ暴動事件は589年パリ分国王 Charibert (在位561—+567) の娘 Chro-

dechilde が王族出身という自負により、同修道院長 Leubovera からその職を奪うことを画策し、ネウストリア分国王 Chilperich（在位561-584）を父にもつ異父姉妹 Basina と40人の修道女とともに修道院から脱出したことに始まる。¹⁾

クロデヒルデがトゥール司教グレゴリウスに修道院長の教会法違反を訴えたとき、²⁾かれはかの女らに修道院への帰還、すなわち修道院規則 C. 1 の遵守と、同事件を管轄区司教、ポワチェのマロヴェウスに上訴することを勧告した。しかしかの女らはこの勧告を拒否し、この問題を王権の裁定にゆだねた。この管轄区司教裁治権の拒否は、かの女とマロヴェウスとの個人的対立よりは、後述するようにすでにラデグンデ時代にさかのぼる修道院と司教権との対立に由来する。

クロデヒルデはブルグンド分国王 Gunthram のもとに赴き、同王からこの問題を審議するためトゥール教会会議召集の約束を受けて、トゥールにひきかえした。司教の出席が皆無であったため、かの女らはポワチェに戻り、バシリカの s.-Hilarius にたてこもり、多くの無頼漢どもを集めて、修道院長レウボヴェラの罷免要求を掲げ、一挙に暴徒化した。事件は第2段階に入る。

589/590年の第1ポワチェ教会会議が³⁾教会法と修道院規則とに従いクロデヒルデらを破門に処して悔悛を科したとき、暴徒はこの判決に反発して司教団を襲い、さらにサント・クロワの荘園を占領した。

この事件の進展に対応して、アウストラシア分国王 Childebert II（在位575-593）が587年の Andelot 協約により、ポワチェを領有していたことから、グラーフ・Macco を派遣して武力介入の用意を示しながら、司祭・Theuthar を通じて反乱者側と司教団との間の調停工作にのりだし、破門の撤回を前提としてクロデヒルデに教会会議への出頭を促した。ポワチェ司教マロヴェウスもポワチェがその管轄下に属する ボルドーの metropolitanus・首都司教 Gundigisil 及び同管轄区内の諸司教に s.-Hilarius の Abt Porcarius を派遣して、ヒルデベルトと同じ主旨の方針を打診した。この両者の調停工作はいずれもボルドー管轄区の司教団の反対により失敗に帰した。それは同司教団がブルグンド分国王グントラムにより召集されたブルグンド司教団から先にポワチェ教会会議の決議事項の承認を得ており、さらに同問題を589年11月開催予定の全フランク教会会議で審議することが両司教団の間でとりきめられていたことによるのであろう。

この両司教団の強硬路線はクロティルデの急進派とバジナの帰順派との分裂を招来した。急進派が修道院長を監禁したことから、司教団は修道院長臨席もとの復活祭と洗礼式との挙行不可能を理由にあげて、ヒルデベルトに王権の介入を要請し、かの女の救出に成

功した。

ヒルデベルトからの提唱とグントラムの同意とにより開催された590年3月のアウストラシア及びブルグンド両分国合同教会会議⁴⁾は、まずもって王権による反乱の鎮圧を求め、ポワチェのグラーフ・Maccoによる鎮撫のち審議を開始した。同教会会議の判決は6項目に亘る罪状にもとづくレウボウェラに対する修道院長職罷免要求をしりぞけ、逆にその地位保全を認め、反乱修道女が犯した修道院内定住義務違反(C. 1, Recap. C. 1)と、司教及び修道院長に対する暴力行為に有罪の判決を下し、かの女らが悔悛するまで破門に処した。そして王権はかの女らが奪った修道院財産及び国王文書をサント・クロワに返還することを命じた。

判決後、クロデヒルデはレウボウェラがヒルデベルトの敵対者、ネウストリア分国王Chlothar IIの母后Fredegundeと内通しているとの中傷をひろめたが、ヒルデベルトがこれを事実無根と無視したことにより、サント・クロワ暴動事件は終息した。

注

- 1) Greg., HF., IX 39—43, Buchner II, S. 296—319; X 15—16, Buchner II, S. 358—372. 兼岩, 臺訳 II, 373—403頁, 451—469頁.
- 2) 590年3月のアウストラシア及びブルグンド両分国合同教会会議において、反乱修道女側から出された修道院長に対する告訴はこの違反内容を伝えている。1)修道院長が修道女らを飢餓と欠乏にさらし、虐待を加えたこと。2)修道院長が宦官を身辺にはべらしたこと。3)俗人が修道院の浴場を不法に使用すること許可したこと。4)修道院長がさいころ遊びをしたこと。5)修道院長が俗人と食事をしたこと。6)修道院内で婚約式を行うことを許したこと。7)修道院長が姪のために、祭壇の被いと黄金の縁を用いて衣服及び装飾品を作ったこと。以上7項目であった。Greg., HF., X 16, Buchner II, S. 366. 兼岩, 臺訳 II, 461頁.
- 3) 589/590 ポワチェ教会会議は Aquitania secunda の metropolitanus の Bordeaux 司教 Gundigisil, Angoulême 司教 Nicasius, Périgueux 司教 Saffarius, ポワチェ司教マロヴェウス, 及びオートン司教座教会の diaconos・Desiderius らによって構成されていた。Greg., HF., IX 41, Buchner II, S. 306, 兼岩, 臺訳 II, 387頁.
- 4) 590年3月、ポワチェで開催されたアウストラシア及びブルグンド両分国合同教会会議では、ヒルデベルトはケルン司教 Ebergisel, ポワチェ司教マロヴェウス及びトール司教グレゴリウスに出席を求め、グントラムヌスは上記のボルドー司教団を召集している。Greg., HF., X 16, Buchner II, S. 362. 兼岩, 臺訳 II, 457頁.

3. サント・クロワと王権

サント・クロワと王権との関係について、サント・クロワ側の史料、すなわちフランク諸司教宛ラゲンデ書簡¹⁾の検討から始めることにしよう。

まずサント・クロワ建設に関して、「神ノ御同意ニモトヅキ、私ノ願イガ他ノ人々ニモ役立ツヨウニ、私〔ラデグンデ〕ハ最モスグレテイル主クロタールガ設立シ、カッ寄進シタ女子修道院ヲポワチェノ町ニモウケタ。」とあり、修道院保護については「国王クロタール及ビカレノ息子達ノ諸王ガ私ニ贈与シタトコロノ、カッ私ガクロタールノ許可ニヨリ修道院所有トナシ、優レタ国王カリベルト、グントラム、キルベリック、及ビジギベルトノ權威ニヨリ誓約ト署名トニヨッテ確カナモノトサレタ財産ニ関シテ・・・」、また、「私ガ国王デアル父ト祖父トノ許可ト援助トニヨッテ規則ニモトヅイテ設立シ、規則ニヨッテ治メ、カッ寄進シタ修道院ヲカレラノ保護ト監督下ニ入レ、女子修道院長アグネスト共ニ指導スルコトヲ命ゼラレンコトヲ。諸王ハ度々ソノ名ヲ挙ゲタ修道院長ガ難レカニヨッテ攻撃セラレ、修道院ニ属スルモノガ侵害サレ、変更ガ加エラレルコトヲ認メルベキデハナク、ムシロ諸王ハ神ノタメニ諸司教ト一致シテ、世ノ贖イ主ノ前デ私ガ懇願シテイル時、私ガ諸王ニ託スルママニ、コレラノモノガ守ラレ保持セラレルヨウ命ゼラレンコトヲ。ソレハ諸王ガ自ラノ名譽ノタメニ神ノ下女ヲ守リ、貧者ノ保護者及ビ乙女ラノ花婿ト永遠ノ国デトワニ結バレルタメデアル」とある。

以上の書簡から明らかなことは、サント・クロワの設立地はクロタール1世がラデグンデ個人に贈与した王領地であり、同所領のサント・クロワによる使用がクロタールの後継者たちによって再確認されたことである。このことから設立者はラデグンデであって、クロタールの役割はその建設に許可を与え、所領の転用を承認したにすぎない。また、クロタール及びその後継者たちが与えた修道院保護—*tuitio* は修道院に対する国王所有権を意味するものではなく、単に修道院の平和・安全のための保障 (*Gewähr*) であり、それ故にサント・クロワに対するメロヴィンガー諸王の立場はムント・ヘル *Muntherr* のそれと言えるであろう。H. Mitteis が言うように、ムントがまず人に対する支配権であり、同時に保護義務であって、しかもその支配権的側面が家父長的裁判権にあるとするならば、³⁾ われわれはこのことをサント・クロワをめぐる王権のありかたを事実にてらして明らかにする必要がある。

この問題の検討に立入る前に、まずクロタリウスの後継者の時代、すなわち第2次フランク分割国家時代における都市ポワチェの王権による領有関係について瞥見しておこう。

561年の分割の際、ポワチェはトゥールとともにジギベルトのアウストラシア領になったが、575年ジギベルトの暗殺を契機に、ネウストリア分国王ヒルベリッヒがヒルデベルト⁴⁾ 2世及びブルニヒルデのアウストラシア王権から同都を奪い、584年まで領有した。584年ヒルベリッヒが死去し、また、同年西南ガリアにクロタリウスの庶子と称する *Gundo-*

vald が篡奪政権を樹立したとき、両都の領有をめぐってこの篡奪政権派のアウストラシア貴族が支援するポワチェの dux・Gararicus及び司教マロヴェウスとブルグンド分国王グントラムとが争っている。585年篡奪政権の切崩しを画策したグントラムが、ヒルデベルトにかれの父王ジギベルトの所領返還を約束しており、E. Ewig がこの約束の儀礼的再確認と評する587年のグントラム、ヒルデベルト及びブルニヒルデの間で結ばれたアンデロー協約⁵⁾では、ポワチェの領有がヒルデベルトに認められている。

パリ分国王カリベルトはポワチェの領有者ではなく、単にサント・クロワ修道女として娘のクロデヒルデをもち、また、ネウストリア分国王ヒルベリッヒは8年間同都を領有し、娘バジナで同修道院と繋がりをもったが、これらの事実、いずれも Ueding によれば、同修道院が両分国王から名誉を受けたにすぎず、国王修道院 „Königskloster” を意味するものではなかった。⁶⁾

ジギベルトとサント・クロワとの関係については、ラデグンデがビザンツとの交友関係をもつジギベルトを通じて皇帝 Justinus II から聖十字架の断片と使徒らの遺物、すなわち reliquia sacra を求め、また、ポワチェ司教マロヴェウスがこれらの聖遺物の修道院への奉遷に抵抗を示してそれともなう祭儀を拒否したとき、かの女はマロヴェウスの不在のまま、同王が派遣したトゥール司教 Eufronius にこの祭儀を行わしめている。かの女がこの時期にサント・クロワの組織強化をはかるためにカエサリウスの女子修道院規則を導入し、さらに同修道院をジギベルトの保護のもとに置いたのは、「修道女ラガ自分タチヲ守ル配慮ヲ牧人デアルベキ者カラ得ルコトガ出来ナカッタカラデアッタ。⁷⁾」のである。

ところで暴動事件の検討は王権とサント・クロワとの関係にどのような示唆を与えてくれるのであろうか。すでに指摘したように暴動の原因がラデグンデの存命中からのサント・クロワとポワチェ司教権との対立のほかに、王族出身という自負をもつクロデヒルデの修道院長職要求にあった。このようなかの女の主張には、サント・クロワをメロヴィンガー王家所有の修道院とするかの女の捉え方があったことは疑いえない。

クロデヒルデがこの問題の裁定をまずグントラムに依頼した根拠はかれの強力な政治的影響力と親教会的態度に求められる。すなわちグントラムによるフランク国家全域に及ぶ宗主権の掌握が591年、ネウストリア分国王タロータル2世の母后 Fredegunde との和解まで待たなければならないとしても、すでに587年のアンデロー協約により、グントラムは575年ジギベルトの死によって弱体化していたアウストラシア王権を自らの宗主権のもとにくみ入れに成功しており⁸⁾、また、教会に関しても、トゥールのグレゴリウスによれば、かれは性格の善良さ、強い正義感及び寛容さから聖人に列せられるほど、まさに rex

et sacerdos としての理想的人物であり、かれが召集した教会会議は6回にのほり、教会の規律の防衛者としての役割を果たしていた。⁹⁾

グントラムが暴動事件に対してとった処置はその開催が不成功に終わっているとは言え、オーストラシア領のトール教会会議の召集であった。589/590年のポワチェ教会会議にもグントラム王権が関与していたことは、ブルグンド教会の指導者であり、国王側近であったオータン司教 Syagrius が助祭の Desiderius を同教会会議に派遣していたこと、また、同教会会議がブルグンド司教団と密接な連絡をとっていたことなどからも明らかであろう。そしてポワチェ教会会議の出席者のうちにヒルデベルトのオーストラシア王権と対立するネウストリア王権の支配下にあったボルドー司教グンデギシルらボルドー司教団の名を見出したことは、おそらくはグントラムの影響力によるものであり、このことは続いて開催された590年3月のポワチェ教会会議への同司教団の出席がグントラムの命令によるものであったことから推察されるであろう。¹⁰⁾

次に、暴動時期における都市ポワチェの領有者ヒルデベルトについての検討に移ろう。ヒルデベルトは589/590年のポワチェ教会会議後の反乱の激化に対してグラーフ・マッコを派遣し、初めて直接武力介入を計ったが、それは司教団の保護のためであり、また、かれの domesticus・Flavianus による修道院長の解放も復活祭と洗礼式を挙行するためという教会側の要請に応えたにすぎない。そして590年3月のポワチェ会議の開催前に司教団はヒルデベルトにまずもって judix (俗人裁判官) による反乱の平定を求め、グラーフ・マッコによる武力鎮圧が行われている。

以上のサント・クロワと王権との関係について、フランク諸司教宛ラデグンデ書簡の内容とポワチェ領有者のクロタールの後継者らの実際のありかたとはほぼ一致するとみてよいであろう。ヒルデベルトの俗人裁判権の介入が直ちにミッタイスが規定するムントの支配権＝家父的裁判権の行使であったかどうか、以上検討した事実だけで的確な判断を下すことは困難であろう。しかし俗人裁判権の介入が司教団からの要請を前提とし、また、紛争解決には常に司教権が直接あたり、王権がこれに支援を与えていたという事実から、われわれはこれら諸分国王がサント・クロワに対してとった行動は、グントラムの例が示すように、すべての教会施設に対してキリスト教世界の国王がもつ一般的な保護義務以外の何にもものでもなかったことを知るであろう。

注

1) Greg., HF., IX 42, Buchner II, S. 310—316. 兼岩, 臺訳 II, 391—401頁.

- 2) Ueding, op. cit., S. 207.
- 3) ハインリッヒ・ミタイス「ドイツ法制史概説」世良晃志郎訳 創文社 昭和42年, 23—24頁.
- 4) E. Ewig, Die Fränkischen Teilungen und Teilreiche (511—613), Abh. d. Akad. d. Wiss. u. Lit. Mainz, geistes—u. sozialwiss. kl. Nr. 9, Wiesbaden 1952, S. 33.
- 5) アンデロー協約の内容については, Greg., HF., №20, Buchner II, S. 260—266. 兼岩, 臺訳 II 329—337頁. Ewig, op. cit., S. 40.
- 6) Ueding, op. cit., S. 208.
- 7) Greg., HF., №40, Buchner II, S. 308. 兼岩, 臺訳 II, 383頁.
- 8) 拙稿「Gunthramnus の統一政策と聖俗両貴族権力」名古屋大学 文学部研究論集 L, 1970. 3. 112頁.
- 9) R. Aigrain, L'Eglise Franque sous les Mérovingiens. (Flische & Martin. Histoire de l'Eglise, V, 1938) p. 335f. Greg., HF., №21, Buchner II, S. 270. 兼岩, 臺訳 II, 343頁.
- 10) Greg., HF., №41, Buchner II, S. 307. 兼岩, 臺訳 II, 387頁.
- 11) Greg., HF., №15, Buchner II, S. 362. 兼岩, 臺訳 II, 457頁.

4. サント・クロワと司教権

ラデグンデがサント・クロワに導入したカエサリウスの女子修道院規則にあって、司教権を直接対象とした規定は、C. 35 の祈禱にかぎって司教の修道院内立入りを oratorium まで認めた規定、C. 36 及び Recap. C. 5 の修道女との convivium (会食) を禁じた対象に当該管轄区司教を始めとするすべての司教を含めた規定、これらの2つの規定以外に存在しない。しかし司教権と修道院との関係を規定する基本的な条項の一つである修道院長選挙規定、すなわち Recap. C. 12 は修道院長が出自、肉親の情及び財産を顧慮することなく、すべての修道女によって選挙されるとあり、これだけでは同関係を規定しえない。

ラデグンデのフランク諸司教宛書簡では、上述の修道院長の選出に関して、選挙人及び被選挙人を当該修道院の修道女に限定し、また、修道院財産及び修道院規則が保全されるべきことが要請されており、このことから同書簡の性格は全フランク司教に対する修道院 privilegium の授与の請求書簡 „petito” であり、また、一方ではラデグンデが同書簡をすべての教会の文書室に保管することを要請しているところから、ラデグンデ側から一方的に同修道院のありかたを規定した文書であったか、あるいはかの女の遺言状 „testamentum” の性格をもつ文書ではなかったか。

R. Buchner が 567年11月のトゥール教会会議の出席者と推定する¹⁾トゥール司教 Eufro-
nius, ルアン司教 Praetexatus, パリ司教 Germanus, ナント司教 Felix, アンジェ司

教 Domitianus, レンヌ司教 Victurius 及びル・マン司教 Domnolus らの手によるラデグンデ宛書簡は、上記書簡に対する司教から示された反応であったかどうか疑問であるが、同書簡は慈父が諭すような訓話をしるしながら、カエサリウスの女子修道院規則、なかでも C. 1 の修道女の修道院内定住義務の遵守を求めている。

次に、サント・クロワと司教権との関係の実態はどうであったのであろうか。サント・クロワの設立がクロタールの寄進と、かれから建設の委任を受けたポワチェ司教 Pientius 及び dux・Austrapius の援助で実現したところから、この設立にはポワチェ司教権が何らかのかわりをもったことは確かであろう²⁾。しかしラデグンデは初代修道院長 Agness の祝別を、教会法によって定められている当該管轄区司教のピエンティウスではなく、ラデグンデ自らと友誼によって結ばれていたパリ司教 Germanus に求めている³⁾。この教会法的違反行為にもかかわらず、ピエンティウスの後任司教 Pascentius の時代までは、サント・クロワとポワチェ司教との間に交友関係の維持が認められる⁴⁾。

この交友関係の崩壊は前章で触れたように、司教マロヴェウスが聖十字架のサント・クロワへの奉遷の際、これに伴う祭儀を拒否したことに始まる。この対立関係はラデグンデの要請に応じて、ジギベルトが派遣したトゥール司教エウフロニウスによって祭儀が行われたことにより一層深められたのであろう。マロヴェウスの祭儀拒否の根拠は W. Meyer によれば、1) マロヴェウスがこの聖遺物そのもの真正さについて疑念を抱いていた結果とする点、また、2) この聖遺物の導入によってポワチェの司教座教会・聖ヒエラリウス教会を凌ぐ名声をうる可能性が生じた点、以上2点に求めているが、Ueding は 1) については今日の批判の視点をそのまま6世紀に移行させた見解として否定的態度をとっており、この問題については次のような政治的解釈を試みている。すなわち Ueding はラデグンデが政治問題に関するフランクの使節を引受けたのであり、聖遺物の奉遷はビザンツに対するジギベルトの政治行動とかわりをもつものであって、それに司教の権限を超えた行為ととらえている。この問題について Ueding はこれ以上、何も語ってはいないが、このジギベルトの政治行動とは、568年かれが皇帝 Justinianus の後継者 Justinus に「平和ヲ求メテ」—*pacem petens*— 2人のフランク人の使節 Warmar とクレルモンの Firminus を派遣し、皇帝と会談してかれらが「求メテイタモノ」—*quae petierant*—をえたのである⁸⁾。この「求メテイタモノ」が平和 „*pax*” であったのか、聖十字架であったのか明らかではないが、聖十字架がコンスタンティヌス大帝以来、東方教会が保有する至宝であり、これのガリア教会への分与・奉遷がメロヴィンガー・フランクとビザンツとの平和の絆を結ぶ象徴的行為であった。

ラデグンデの存命中、サント・クロワとポワチェ司教権との間の対立は継続した。しかしラデグンデの没後、修道院長アグネスはこの関係の改善をはかり、マロヴェウスにサント・クロワを同司教権の保護下に置くことを要請し、当初かれの拒否的態度にあったにもかかわらず、かれからついにその同意をえたのである。その前提条件としてマロヴェウスは小教区に対すると同様の教会法的に規定された監督権を同修道院に対してもつとの承認をジギベルト王権からとりつけたが、このジギベルトの処置が両者の対立関係の解決にならなかったことは、「コレラノ修道女たち〔反乱者側〕ノ言ウコトニハ、私ハ〔グレゴリウス〕ニハ分カラナイ何カガマダカレ〔マロヴェウス〕ノ心ノナカニ残ッテイテ、ソレガ反乱ヲ起スコトニナッタ⁹⁾」とのグレゴリウスの言葉から明らかであり、この言葉はおそらく、その後もサント・クロワがポワチェ司教の裁治権に服さなかったことを暗示している。

ところでサント・クロワの暴動に対するフランク教会の対応の仕方をみると、フランク教会はジギベルトとマロヴェウスとの間で交わされた了解事項をもとに解決をはかったと言えよう。すなわち反乱修道女の指導者クロデヒルデが修道院長の教会法違反をトゥール司教グレゴリウスに訴えたとき、かれはこの問題を当該管轄司教マロヴェウスに訴えることを勧告している。また、クロデヒルデがポワチェ司教の裁治権に服することを拒否したとき、ポワチェ司教権の上級審、ボルドー司教グンデギゼルの主催する589/590年のポワチェ教会会議がブルグンド司教団とともにヒルデベルトの王権を排して、教会法と修道院規則を遵守して教権による解決をはかっており、教会法的原則にもとづく問題解決の方針は最終的決着をみる590年3月のポワチェ教会会議でもつらぬかれている。

注

- 1) Buchner II, S. 298, Nr. 1.
- 2) Baudonivia, Vita S. Radegundis 5, Migne, P.L., 72, p. 667.
- 3) Greg., HF., I, 42, Buchner II, S. 312. 兼岩, 臺訳 II, 395頁.
- 4) Ueding, op. cit., S. 212.
- 5) Wilh. Meyer, Der Gelegenheitsdichter Venantius Fortunatus, Abhandlungen d. Gött. Ges. d. Wissensch. (N. F. 4, 5) 1901, S. 101.
- 6) Ueding, op. cit., S. 213. Nr. 84.
- 7) ibid., S. 213.
- 8) Greg., HF., V40, Buchner I, S. 250f. 兼岩, 臺訳 I, 323頁.
- 9) Greg., HF., I, 40, Buchner II, S. 305. 兼岩, 臺訳 II, 385頁.

5. サント・クロワと教会法及び修道院 Privilegium

拙稿「中世初期における修道院と司教権力との法的関係に関する一考察—修道院・libertas をめぐって」（愛知県立芸術大学紀要6，昭和51年3月）で明らかにした諸事実をもとにサント・クロワのありかたを，同時代の修道院と司教権との法的関係を規定した教会会議決議事項（教会法）と修道院 privilegium にてらして検討することにしよう。

修道院と司教権との関係を法的に規定した最初の教会会議は451年のカルケドン教会会議であり，爾来506年のアジェから614年のパリまでの教会会議が同規定をガリア・フランク教会に導入した。さらに455年のレランを始めとする教会会議発行の修道院 privilegium が成立し，また，7世紀に入っては両者の関係を規定する教会会議決議事項が消滅することによってアイルランド修道制の影響を受けた私法的な司教個人発行の修道院 privilegium が成立した。¹⁾

カエサリウス女子修道院規定及びラデグンデ書簡からすれば，司教権に対してサント・クロワが所有した権限は，1)修道院長選出権（Recap. C. 12; 同書簡），2)修道院の立入禁止及び接待の拒否（C. 35, C. 36, Recap. C. 5），3)修道院及びその財産に対する支配 „dominatio” の拒否，4)修道院規則の保全，以上4項目に亙っていた。すでに指摘したように同書簡がサント・クロワへ privilegium 授与を要請する petitio であり，フランク諸司教がこれに応じたかどうか不明であった。²⁾

上記サント・クロワの4項目の規定は司教と修道院長の権限領域を明確にする455年のアルル教会会議事項，いわゆるレラン規定を始源とするプロヴァンス＝ブルゴーニュ修道制の系統に属していた。515年のGenfのSt.-Maurice-d'Agaunum修道院⁴⁾，549年のOrléansのxenodochium（貧救院）⁵⁾，及び585年のValenceのSt.-Marcel修道院（Châlon）⁶⁾など，王権によって設立された諸施設の privilegium は現存こそしていないが，エーヴェヒはそれらの privilegium の実質的内容をラデグンデ書簡から推定しており，その規定はまた教皇発行の privilegium とも一致していたのである。それ故にラデグンデ書簡にうかがえるかぎりでは，サント・クロワは王権との繋がりを背景に司教権に対して同修道院個有の特権を要求するものではなかった。

ところでカエサリウス女子修道院規則及びラデグンデ書簡に規定されていない修道院長叙任権及び祭儀執行権に関して，サント・クロワが実際に執った行動からどのようなことが言えるのであろうか。

サント・クロワが初代修道院長アグネスの叙任の際の祝別及び聖遺物奉遷の祭儀を当該管轄区司教ではなく、他の教区司教にその執行をゆだねた行為は同修道院が執行者の司教の選択権を所有していることを意味している。修道院長叙任は、修道院長が教会法上俗人身分であるが故に本質的に修道院内の聖職者叙任とは異なり、その叙任行為は秘蹟ではなく、祝別行為ではなかったか。また、聖遺物奉遷の祭儀については、それがミサを含むものと考えれば、同祭儀は修道院内の教会秘蹟行為であったと言えるであろう。

この修道院長叙任権及び修道院内教会秘蹟執行権がフランク修道制にあって明確に規定されるのは、7世紀に入って出現する司教発行のプロヴェンス＝ブルゴーニュ修道制系の *privilegium*⁸⁾ であり、その場合、修道院長選出権は修道士会に、叙任権は当該管轄区司教に帰し、また、秘蹟及び聖別執行権は同司教が保有し、その執行の際は上記叙任権の場合と同様に無償を前提としている。しかしアイルランド修道制の影響を受けた *privilegium*⁹⁾ では、修道院長の選出権及び叙任権 „*institutio abbatis*” は修道士会が所有し、また、修道院が秘蹟及び聖別を執行する司教を自由に選択する権限を有している。ちなみに教皇書簡及び教皇発行の *privilegium* では、教皇グレゴリウスまでは修道院長選出権を修道院の所有者 „*possessionis dominus*” にも認めている点を除いて、プロヴェンス＝ブルゴーニュのそれと完全に一致している。¹⁰⁾

最後に602年、教皇グレゴリウスがブルグンド分国王 Theuderich の祖母 Brunichilde によって設立されたオータンの聖マリア女子修道院 (Parthenon s. Mariae) に宛た *privilegium*¹¹⁾ の内容と、以上明らかにしたサント・クロワのありかたとを比較検討するとき、われわれはサント・クロワの性格をより明らかにしうるのであろう。

聖マリアとサント・クロワ両修道院とは、ともに王妃によって設立され、しかもカエサリウスの女子修道院規則を導入しており、¹²⁾ 両修道院の間に基本的な点で共通性が存在する。

ブルニヒルデ及びかの女の側近オータン司教シャグリウスからの要請と指定された内容とに従い、グレゴリウスが発行した *privilegium* は、1) 王権及び教権を問わず、聖俗両権からの修道院財産の保護、2) 修道院長及び修道院付き司祭の任命権はブルグンド分国王が有する。但し修道女らの同意を必要とする、3) 修道院長の任命の際、金銭授受の禁止、4) 修道院長の罷免はオータン司教のほか、6人の司教によって構成される裁判で教会法にもとづき決定される。以上4項目であり、結語として国王、司祭、裁判官及び俗人を問わず、この規定違反者に対して破門の外に権力及び地位の剥奪を定めている。前稿で指摘したように、この結語からして同文書が教皇発行というよりは、国王発行 *privile-*

gium であるとするならば、われわれはこれによってメロヴィンガー王立修道院、すなわち国王私有修道院のありかたを知るであろう。

上記聖マリアとサント・クロワとのありかたの本質的な違いは、前者が修道院長の任命権を congregatio の同意を前提としながらも、国王が所有する点であり、まさにこの点こそ国王所有の修道院か否かを決定するきめ手であった。

注

- 1) 拙稿「中世初期における修道院と司教権力との法的関係に関する一考察—修道院・libertasをめぐって」愛知県立芸術大学紀要6 昭和51年3月、参照。
- 2) ラデグンデの petitio に答えた一つの反応が567年11月のトゥール教会会議からラデグンデ宛書簡であったと考えられるが、それはただ第4項目について答えたにすぎない。
Greg., HF., I\39, Buchner II, S. 298. 兼岩, 臺訳 II, 375頁. 同教会会議の出席者はトゥール司教 Eufronius, ルアン司教 Praetextatus, パリ司教 Germanus, ナント司教 Felix, アンジェ司教 Domitiamus, レンヌ司教 Victurius 及びル・マン司教 Domnolus らであった。
- 3) J Hefele, Histoire des Conciles II (2), Paris 1926, p. 886f, P. Mc Laughlin, Le très ancien droit monastique de l'occident, Ligugé-Paris 1935, p. 134.
- 4) Hefele II (2), p. 1021f.
- 5) ibid., III (1), p. 161.
- 6) Fredegrii Chronicorum Liber Quartus cum Continuationibus, Wallace—Hadrill, London 1960, p. 4.
- 7) E. Ewig, Beobachtungen zu den Klosterprivilegium des 7. und frühen 8. jahrhunderts, „Adel und Kirche.“ Festschrift G. Tellenbach, Freiburg/Basel/Wien 1968, S. 56.
- 8) 659/660年 Sens 司教 Emmo が同管轄区内に存在する Saint-Pierre-le-Vif 修道院に宛てた privilegium がその代表的なもの。Pardessus, Diplomatie Chartae, Epistolae, Leges, Paris 1849, I, Nr. 335, p. 112ff. 同修道院のほか、同種の privilegium をもつ修道院は St-Denis (653年), St-Omer (663年), Corbie (664年).
- 9) 代表的なものは636年, Meaux 司教 Burgundofaro が Brie の Rebais 修道院に宛てた privilegium. この外, Notre-Dame-de-Soissons (667年), St-Denis (678年以前), Flavigny (719年及び722年), Murbach (728年), Schwarzach (749年).
- 10) 558/560年 subdiaconus の Mellus 宛ペラギウス書簡.
- 11) Gregorii I Papae Registrum Epistolarum, ed. P. Ewald et L. M. Hartmann, Berlin 1957, II, p. 378.
- 12) Prinz, op. cit., S. 78.

む す び

サント・クロワはその設立をメロヴィンガー家門に負っているとしても、それは同家門の私有修道院 „Königliches Eigenkloster” ではなかった。クロタール及びその後継者たちのサント・クロワに対する保護 „Königlicher Schutz” は、私有修道院に対するそれではなく、すでにメロヴィンガー国王に認められている „rex et sacerdos” という立場から、かれらが義務とする教会保護以外の何にもものでもなかった。それは王権側も司教権がサント・クロワに対する裁治権を所有することを承認し、一連の教会会議が暴動事件解決に指導的役割を果たしたことから明らかであろう。

サント・クロワがフランク修道制に占める位置は同修道院がカエサリウス女子修道規則の導入により、プロヴァンス＝ブルゴーニュ修道制の系列に属し、このことはフランク諸司教宛ラデグンデ書簡のサント・クロワに関する規定と同上の系列の修道院 *privilegium* のそれと一致するところからも立証しうる。しかしサント・クロワが聖別及び秘蹟を授与する司教に関して二度に亘って自由に選択した事実は、サント・クロワのありかたがエーヴィヒの言う「小自由」的なプロヴァンス＝ブルゴーニュ修道制ではなく、「大自由」的なアイルランド修道制に近いことを示している。何故ならこの自由選択権は秘蹟執行権を媒介として修道院の自由を拘束する可能性をもつ当該管轄区司教権の排除を意味し、エーヴィヒはこの自由選択権を「大自由」の核としてとらえているからである。

しかしアイルランド修道制がメロヴィンガー・フランク修道制に影響を及ぼしたのは、590年コルムバヌスによる Luxeuil 修道院設立以後であり、サント・クロワが司教を二度に亘って自由選択したのは、少なくとも575年以前の事件であったことを指摘して置かねばならない。

それではサント・クロワによる司教の自由選択が制度的なものでないとするならば、それは何によるものであったのか。サント・クロワが国王家門の私有修道院でなかったとしても、同家門と姻戚関係をもつラデグンデの „auctoritas” を通じて、同修道院がプロヴァンス＝ブルゴーニュ修道制の枠を越えることになったのではないだろうか。

(本稿は筆者の「中世初期フランク教会史の研究」に対して交付された昭和52年度文部省科学研究費による成果の一部である。)